

青森県特別栽培農産物認証要綱

平成11年 4月 1日制定
平成12年12月 6日改正
平成13年12月12日改正
平成15年11月 4日改正
平成16年 5月 6日改正
平成16年 5月12日改正
平成16年11月 4日改正
平成17年 3月31日改正
平成17年10月27日改正
平成18年 6月 7日改正
平成18年11月 8日改正
平成19年 4月25日改正
平成19年 8月 2日改正
平成20年11月25日改正
平成21年 7月 3日改正
平成21年12月17日改正
平成22年 7月30日改正
平成23年 3月 1日改正
平成25年11月27日改正
平成27年 1月 6日改正
平成28年 1月 7日改正
令和 3年 2月26日改正

第1 目的

この要綱は、青森県で生産される特別栽培農産物の認証について必要な事項を定めることにより、特別栽培農産物に対する消費者の信頼の確保と生産者の生産意欲向上を図るとともに、有機栽培や特別栽培等の環境にやさしい農業に取り組む産地を育成することを目的とする。

第2 生産の原則

この制度に基づき生産される農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

第3 認証

県は第6により承認された計画に従って生産された農産物を特別栽培農産物として認証する。

第4 認証の基準等

- 1 認証の基準は、別表1のとおりとする。
- 2 認証の有効期間は、認証の日から1年間とする。

第5 認証対象

- 1 認証対象農産物は、青森県内の農用地で生産された穀類、野菜、果実、豆類等とする。

第8 計画の変更、取下げ

- 1 承認を受けた計画は、次の場合を除き変更することができない。
 - (1) 天候不順等^(注)により、栽培管理の内容又はほ場を変更せざるを得ない場合。
(注) 天候不順等の「等」には、計画承認後に、対象とするほ場が申請作物の生産に適さないと判断された場合や申請ほ場に病害虫の発生が多く、申請ほ場において防除等を実施しないことにより地域に影響を与える場合が含まれる。
また、ほ場の変更は栽培開始前であり、計画承認面積を超えない範囲でなければならない。
 - (2) 団体等において人事異動等により、確認責任者を変更せざるを得ない場合。
ただし、この場合にあっては、前任者の行った当該栽培に係る責任は、後任者が負うものとする。
 - (3) その他地域農林水産部長がやむを得ないと認めたとき。
なお、計画承認後の面積及び生産者数の減少、出荷計画、認証票使用計画の変更については、認証申請で取り扱うものとする。
- 2 計画の承認を受けた者は、前項各号に該当しない理由により計画を変更するときは、計画取下届(様式3)により速やかに計画の承認申請を取り下げるものとする。
- 3 第1項各号の理由により計画を変更しようとするときは、計画変更申請書(様式4)により地域農林水産部長の承認を受けなければならない。
- 4 地域農林水産部長は、第2項の取下げがあった場合は計画の承認を取り消すものとする。

第9 現地調査

- 1 地域農林水産部長は、必要に応じて計画の承認を受けた生産者等に係るほ場、事務所等の現地調査及び生産指導を行うものとする。
- 2 地域農林水産部長は、生産者等から第10の認証の申請があった場合、市町村及び関係農業協同組合等の協力を得ながら、現地調査、指導を行うものとする。
- 3 計画の承認を受けた者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者は、県からの要求があったときは、現地調査への立会い、書類の提示及び説明、分析試料の提供等について協力しなければならない。
- 4 地域農林水産部長は、精米業者等から第10の認証の申請があった場合、市町村、精米業者等の協力を得ながら、現地調査、指導を行うものとする。
- 5 地域農林水産部長は、第2項及び第4項に基づく調査、指導の結果を取りまとめて現地調査指導結果報告書を作成するものとする。
なお、申請に係るほ場又は精米施設等が他の地域県民局地域農林水産部の所管に及ぶ場合は、当該地を所管する地域農林水産部長へ認証申請書の写しを送付して第2項及び第4項に基づく調査、指導を依頼し、その結果を添付して現地調査指導結果報告書を作成するものとする。
- 6 地域農林水産部長は、第11の認証を行った後においても、必要に応じて農産物の生産過程等及び精米に関する調査を行い、又は地域農林水産部長が指定する者に行わせるものとする。

第10 認証の申請

- 1 計画の承認を受けた者は、生産者等にあっては当該作物の収穫予定3週間前に当該農産物の栽培管理状況報告書等を添付し、精米業者等にあっては精米予定の4週間前に、認証申請書(様式5)により地域農林水産部長に認証の申請をしなければならない。
なお、計画承認後、申請作物の収穫期から1ヶ月を経過しても認証申請がない場合は、第6第2項に規定する計画承認は取り消されたものとする。

第 16 申請者等の責務

- 1 生産者等は、栽培管理状況、出荷状況、認証票使用状況等を記録しなければならない。
- 2 栽培責任者は、ほ場における栽培管理又は管理の指導を行い、確認責任者に提出する栽培管理記録を作成するものとする。
- 3 確認責任者は、栽培管理状況を調査し、栽培管理記録の内容の確認及び栽培責任者による栽培管理等について指導を行うものとする。
- 4 精米業者等は、精米状況、出荷状況、認証票使用状況等を記録しなければならない。
- 5 精米責任者は、原料である認証された玄米及び精米を他の一般米と区別して単体で取り扱わなければならない。
自家精米で、自己以外の玄米を精米することがある場合は、認証された自己の玄米に認証票を表示しなければならない。
- 6 精米確認者は、精米の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認し、精米責任者による精米について指導を行うものとする。
- 7 計画の承認を申請する者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者(以下「申請者等」という。)は、地域農林水産部長及び地域農林水産部長が指定する者の現地への立入調査や受払い・出荷伝票等の資料の提供に協力しなければならない。
- 8 生産者等は、計画の承認を受けたときは、直ちに承認に係るほ場に別紙様式 10 により特別栽培農産物を栽培している旨を表示するものとする。
- 9 認証を受けた者は、認証農産物の生産、乾燥・調製、精米、出荷、販売及び認証票利用における適正管理に努めなければならない。
- 10 申請者等は、認証農産物について、消費者等からの問合せに速やかに対応しなければならない。
- 11 認証農産物に関して生じた損害又は認証の取り消しや改善指導により生じた損失は、認証を受けた者が負担するものとする。
- 12 認証を受けた者は、認証票を適正に保管、管理するとともに、事故等が発生した場合は速やかに地域農林水産部長に報告するものとする。
- 13 認証を受けた者、確認責任者及び精米確認者は、認証された特別栽培農産物に係る記録を当該認証を受けた年の翌年から起算して3年間保管しなければならない。

第 17 情報の提供

県及び認証を受けた者は、消費者、流通業者等へ、認証農産物に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

第 18 個人情報の保護

県は、本制度において入手した個人情報については、青森県個人情報保護条例に基づき取り扱うものとし、申請者の承諾のある場合のほか、認証事務に係る目的以外には使用しないものとする。

第 19 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、特別栽培農産物の認証に関し必要な事項は別に定めるものとする。
- 2 特別栽培農産物の表示に関する事項については、この要綱及び要綱に基づく他の定めによるもののほか、原則として「ガイドライン」に準ずるものとする。
- 3 この制度により認証された農産物の名称は、「特別栽培農産物」とし、「無農薬・無化学肥料栽培農産物」「無農薬・減化学肥料栽培農産物」「減農薬・無化学肥

別表 1 (第 4 関係)

認証の基準

農薬等使用区分		基 準
特 別 栽 培 農 産 物	農 薬：不使用 化学肥料：不使用 (農不・化不)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬及び窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	農 薬：不使用 化学肥料：5割以下 (農不・化5)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬を使用せず、化学肥料の使用量が当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量の5割以下(化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。)の栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：不使用 化学肥料：不使用 (節農不・化不)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、節減対象農薬及び窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：5割以下 化学肥料：不使用 (節農5・化不)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数の5割以下(土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を比較するものとする。)で、窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：不使用 化学肥料：5割以下 (節農不・化5)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬を使用せず、化学肥料の使用量が当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量の5割以下(化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。)の栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：5割以下 化学肥料：5割以下 (節農5・化5)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の使用量が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数及び使用量の5割以下(節減対象農薬については土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を、化学肥料については窒素成分量を比較するものとする。)の栽培方法により生産されたものであること。

- 注) 1. 「生産過程等」とは、当該農産物の生産過程(当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。
2. 認証を受ける農産物は、別記1の栽培要件を満たすものでなければならない。
3. 本制度における認証対象作物の節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量の慣行値及び認証基準値は、別記2のとおりとする。
4. 表示に関する事項についてはガイドラインに準ずるものとする。

農薬：農薬取締法に規定する農薬(同法に規定する天敵及び特定農薬は含まない)
 節減対象農薬：化学合成農薬(農薬のうち有効成分が化学合成されたもの)のうち、
 有機農産物の日本農林規格第4条の別表2に掲げる農薬を除くもの

(別記1)

栽 培 要 件

区 分	要 件
ほ場条件	<ul style="list-style-type: none">・ 周囲のほ場から栽培管理に伴う影響を受けないこと。・ 周囲のほ場に対して、病害虫等の発生原因となるなどの栽培管理に伴う影響を与えないとともに、周囲のほ場管理者からの理解を得ること。
土づくり・施肥	<ul style="list-style-type: none">・ たい肥等による土づくりに努めていること。・ 有機質肥料は登録または届出のある肥料を使用するか、自家製造の場合には原料及び製造方法が明確にできるものを使用する。・ 下水汚泥を原料とした肥料を使用する場合は、化学肥料と同様に扱うこととし、化学肥料5割以下の区分に限り使用できる。・ 栽培期間中化学肥料不使用により栽培される農産物の生産に使用する堆肥には、窒素成分を含む化学肥料を添加してはならない。
品種	<ul style="list-style-type: none">・ 気象、土壌条件に適した品種を選定し、作物の健全生育の確保に努める。
種子、種苗	<ul style="list-style-type: none">・ 遺伝子組換え技術により育成された品種の種子、種苗は使用してはならない。
病害虫防除・除草	<ul style="list-style-type: none">・ 耕種的・物理的防除等を優先して行うこと。・ 農薬を使用する場合は、必要最低限にとどめるとともに、登録農薬を使用すること。
水田の用排水	<ul style="list-style-type: none">・ 水田の取・排水口を分離すること。・ 用水路から取水できること。
生育管理用資材 (その他資材)	<ul style="list-style-type: none">・ 農薬及び肥料以外の資材で、作物及び土壌に施用（散布、塗布、芳香等）するものにあつては、殺虫・殺菌等農薬的効果を期待するものであつてはならない。